

議長（福田会長）

会議資料 7 ページの議案第 32 号「高齢者福祉関係事業の取扱いについて」専門部会の説明を求めます。

事務局（檀淵保健福祉部長）

議案第 32 号「高齢者福祉関係事業の取扱いについて」ご説明いたします。

高齢者福祉関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。

1 高齢者福祉関係事業の取扱いについては、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。

2 上三川町及び上河内町で実施している寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業については、合併までに方向付けを行い、新市において実施する。

3 河内町で実施している理美容サービス事業については、合併までに方向付けを行い新市において実施する。

4 緊急通報装置給付貸与事業及び安否確認緊急通報システム貸与事業については、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、概ね 3 年を目途に調整する。

5 老人クラブ運営費助成については、当分の間現行どおりとし、新市に移行後、概ね 3 年を目途に調整する。

6 河内町で実施しているひとり暮らし高齢者招待事業及び家族介護者ヘルパー受講支援事業については、宇都宮市の制度に統一する。また、福祉タクシー料金助成事業については、合併後 1 年間、地域限定で実施する。

7 上三川町及び河内町で実施している介護用品支給事業、家族介護者交流事業及び心配ごと相談事業については、宇都宮市の制度に統一する。

8 上河内町で実施している移送サービス事業については、地域特性を考慮し、現行のまま新市に引き継ぎ、地域限定で実施することといたしました。

引き続きまして詳細についてご説明します。参考資料の 26 ページをお開き願います。

はじめに、地域型在宅介護支援センター運営事業、配食サービスなどの高齢者福祉関係事業につきましては、記載のとおり、それぞれの市町におきまして種々の事業に取り組んでおり、これらの取扱いにつきましては、原則として宇都宮市の制度を基準に調整することといたしました。

次に、28 ページの河内町で実施している福祉タクシー料金助成事業、ひとり暮らし高齢者招待事業及び家族介護者ヘルパー受講支援事業につきましては、高齢者の積極的な社会参加を促す施策の充実が図れること、訪問介護員養成研修が実施されること等から、新市に移行後、宇都宮市の制度に統一することといたしました。

また、福祉タクシー料金助成事業につきましては、合併時の廃止は経済的負担が大きくなることから、1 年間の経過措置を設けることといたしました。

次に、上三川町、河内町で実施している介護用品支給事業、家族介護者交流事業及び

心配ごと相談事業につきましては、それぞれ介護保険特別給付で紙おむつ等購入費が支給されること、家族介護慰労金支給事業が実施されること、また、宇都宮市においては社会福祉協議会で実施されていることから、宇都宮市の制度に統一することといたしました。

次に、29 ページの上三川町、上河内町で実施している寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業と河内町で実施している理美容サービス事業につきましては、他の市町では社会福祉協議会が類似事業を実施しているところであります。事業内容や実施方法等の検討を行った上で、合併までに方向付けを行い、新市において実施することといたしました。

また、緊急通報装置給付貸与事業及び上三川町における安否確認・緊急通報システム貸与事業につきましては、高齢者の安心、安全の確保に関する対策がどのようなものかなどを検討する必要があることから、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、概ね3年を目途に統一できるよう調整していくことといたしました。

次に、30 ページに移りまして、老人クラブ運営費助成につきましては、各市町において老人クラブ連合会及び単位老人クラブへ助成を行っているところであります。連合会の統合に伴い、実施体制、補助金額の調整が必要であるため、当分の間現行どおりとし、新市に移行後、概ね3年を目途に調整することといたしました。

また、上河内町で実施している移送サービス事業につきましては、公共交通手段が少ないという地域特性を考慮し、現行のまま新市に引き継ぎ、地域限定で実施することといたしました。

最後に、31 ページから 32 ページに先進事例を記載いたしました。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

議長（福田会長）

議案第 32 号につきまして専門部会の説明が終わりました。ここでご意見、ご質問等をいただきたいと思えます。ご意見はございませんか。

それでは、無いようでございますので、お諮りいたします。議案第 32 号「高齢者福祉関係事業の取扱いについて」は、原案のとおり決定することとよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長（福田会長）

それでは、議案第 32 号は原案のとおり決定といたします。